

## 地域生活支援部会 実績報告

(令和 8 年 2 月末現在)

### 1 開催回数

部会 1 回

### 2 部会員の構成

区職員 10 人、区内障害者施設関係代表者 9 人

3 頁「地域生活支援部会 部会員名簿」のとおり

### 3 報告事項

#### (1) 拠点機能事業所の認定

機 能	内 容	認定事業所数		
		認定済	7 年度	計
相談	緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談を行う	12	1	13
緊急時の受け入れ・対応	緊急時の受け入れや医療機関への連絡等を行う	4	0	4
体験の機会及び場の提供	障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会及び場を提供すること		0	0
専門的人材の確保及び養成	専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の育成	1	0	1
地域の体制づくり	サービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等	7	1	8

※ 5 つの機能について令和 6 年度に整理済み。

#### (2) 活動報告

##### ① 運営状況評価 「相談」

実 績	内 容	具体例
	緊急対応	・ 介護者の入院、怪我 ・ 虐待→緊急一時保護施設や短期入所施設へ
	夜間休日対応	・ サービス提供困難による事業所間調整 ・ 自宅火災による対応
	親亡き後の意向確認 介護者不在時	・ グループホーム、施設入所の検討 ・ 各種サービスの利用確認
	短期入所、レハ 1 日の 利用勧奨	・ 介護者の入院、介護疲れ ・ 自宅以外の環境で過ごす経験
	その他	・ 親なき後、単身生活の破綻 ・ サービス変更時の同行支援

好事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後の意向を確認することで、短期入所、グループホーム、日中活動サービスの利用につながった。</li> <li>・在宅医療とのチームアプローチにより、具体的な支援計画につなげることができた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の受け入れ先等資源の不足</li> <li>・高齢になった保護者に対するサービス利用の理解を得ることの難しさ</li> </ul>

## ②運営状況評価 「緊急時の受け入れ・対応」

実績	緊急一時保護	短期入所	件数（総件数）
	10件	1件	11件（484件）
緊急の理由	[介護者]介護者の入院、怪我、死亡、親族の葬儀 [本人]虐待		
好事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用歴や見学歴のあるケースは、本人や家族に関する情報を事前に把握できているため、受け入れがスムーズであった。</li> <li>・日頃からつながりのある事業所は、緊急時も密に連携することが出来た。</li> </ul>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保</li> <li>・利用時期の偏り、送迎手段の確保</li> </ul>		

※緊急の定義…連絡のあった当日、翌日、翌々日の受け入れ

## ③検討事項

日時	部会	議題
7月15日(火)	第1回	<p>【虐待への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「虐待事案として対応」「ケースワークで対応」「緊急性」を協議</li> </ul> <p>【親亡き後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向確認の方法や難しさ</li> <li>・自宅以外の場所に徐々に慣れていく</li> </ul> <p>【緊急対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの情報共有や関係づくりの重要性</li> </ul> <p>【医療的ケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所を利用している方が多く、緊急の相談は多くない。緊急時には居宅介護を利用しているケースもある。</li> </ul>
1月29日(木)	第2回	<p>【就労選択支援創設に伴う就労B型の今後の在り方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内のB型事業所実態調査の結果、各事業所で適切なアセスメントが実行されていることを確認できた。</li> </ul>

## 4 今後の方向性

- ・親亡き後等、支援の必要性が特に高いと思われるケースの対象者を抽出し、区としての方針を協議していく。
- ・B型事業所のアセスメントをスムーズに行うための手法や相談支援専門員等のフォロー体制を協議し、基幹相談センターの研修などで相談支援専門員と共有していく。

## 地域生活支援部会 部会員名簿(令和7年度)

	団体種別	役職名
障害者施設関係 団体を代表する 者(9名)	(社福)アムネかつしか	地域活動支援センターもっく・コパン 管理者
	(社福)かがやけ福祉会	相談支援センター かがやけ 施設長
	(社福)章佑会	やすらぎリバーシティ 所長
	(社福)手をつなぐ福祉会	パランしょうぶ 管理者
	(社福)東京コロニー	東京都葛飾福祉工場 支援次長
	(社福)東京都手をつなぐ育成会	西水元福祉館 施設長
	(社福)原町成年寮	サザンクロスかつしか 所長
	(社福)武蔵野会	東堀切くすのき園 施設長
	(社福)アストリー	スプラウト柴又 管理者
		福祉部障害福祉課長
		福祉部障害者施設課長
		健康部保健予防課長
		福祉部障害福祉課管理係長
		〃 障害福祉課相談係長
		〃 障害福祉課援護係長
		〃 障害福祉課援護係主査
		〃 障害福祉課援護係主査
		〃 障害者施設課通所施設係長
		健康部保健予防課保健予防係長

◎…部会長 ○…副部会長

## 地域生活支援部会設置要領

令和2年9月7日  
2 葛福障第361号  
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、地域生活支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域生活支援に関すること
- (2) 区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- (3) 地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- (4) その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害者施設課長、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

付 則（3葛福障第61号）

(施行期日)

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

付 則（3葛福障第233号）

(施行期日)

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

付 則（4葛福障第1130号）

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5葛福障第1229号）

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（7葛福障第211号）

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害福祉課管理係長	
福祉部障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 障害者施設課通所施設係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
区内障害者施設関係代表者（10人以内とする。）	